

くまがわ・明日の川づくり報告会 VOL.4 3

開催地：人吉市西校区

平成 19 年 10 月 29 日（月）、人吉市西校区（会場：人吉市東西コミュニティセンター）において、「くまがわ・明日の川づくり報告会」を実施しました。  
 同報告会には、約 30 名の方々にお集まり頂き、球磨川水系河川整備基本方針の内容や小委員会等での審議の状況についてご報告いたしました。  
 いただいたご意見等並びにご意見等への回答については下記のとおりです。  
 なお、報告会の時に回答した内容が不十分であったところについては補足しています。

参加者数※

市内	21 名
市外	9 名

※参加者数は記名者数

住民の方々から頂いた主なご意見・ご質問	ご意見・ご質問への回答
<p>【河川整備基本方針の説明について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保水力の審議において、小委員会では、森林の専門家が加わっての検討がなされなかったことが前回の報告会で分かった。また、小委員会の委員には直接住民が説明する機会が無かったと聞いている。そのような状況の中での小委員会の結論は、明日の川づくりを行う上での地元の実態を踏まえた上での判断とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針は、球磨川における長期的な河川整備の目標等について、全国の他の一級水系のバランス等を考慮して定められたものです。                      具体の整備内容等を定める河川整備計画の策定にあたっては、必要に応じて関係住民の意見を反映させる措置を講じるよう法律に定められており、今後とも住民の皆様のご意見をお聴きしていきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画を策定する上で、地元住民の意見を取り入れるためどのような方法を計画しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体の整備内容等を定める河川整備計画の策定にあたっては、必要に応じて関係住民の意見を反映させる措置を講じるよう法律に定められており、今後とも住民の皆様のご意見をお聴きしていきたいと考えています。なお、どのような方法で住民の意見をお聴きするかについては、今後検討していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告会で出された意見は、整備計画にどのように組み込まれていくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告会は、基本方針の内容等について地域の方々にご報告するために開催しているものです。                      なお、報告会でいただいたご意見等は、河川整備計画や今後の川づくりの参考にしていきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の代表である議会や人吉市長などの首長に報告会の議事録などの提出は予定されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告会で頂いたご意見等は整理したいと考えています。具体的にどのような方法で整理し、どのようなかたちで首長等にお示しするかは、今後、考えていきたいと思えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削もダメ、堤防もダメという事なら、ダムありきである。報告会でダムの議論もすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の検討過程において、環境を含む自然的及び社会的制約の中で、河道でできるだけ多くの流量を流すことを念頭に計画高水流量の検討を行ったところです。この流量までは、例えば人吉地区では河道掘削等の実施、中流地区では嵩上げ等の実施を行うことで流下能力を高めていくことが必要になります。                      今後、河川整備計画を策定する際に、河道の掘削、嵩上げやダムなどの洪水調節施設の整備など、具体の治水対策について検討していくこととなります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会の委員は、知事以外は国土交通省の言うことを追認するだけの発言しかしなかった。基本方針を検討し直して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針は、球磨川における長期的な河川整備の目標等について、様々な分野を専門とされる方々で構成される小委員会にお</li> </ul>

<p>球磨川を知らない委員でも、きちんとした判断が出来る人であったらおかしいと言えると思う。</p>	<p>いて丁寧かつ慎重にご審議いただきつつ、全国の他の一級水系のバランス等を考慮して定められたものです。</p> <p>具体の整備内容等を定める河川整備計画の策定にあたっては、必要に応じて関係住民の意見を反映させる措置を講じるよう法律に定められており、今後とも住民の皆様のご意見をお聴きしていきたいと考えています。</p>
<p>・ 討論集会で、国土交通省は人吉 7,000m<sup>3</sup>/s は絶対間違いないと言った。単位図法で 8,600m<sup>3</sup>/s となったから 12 時間雨量にしたのではないか。討論集会の説明はいったい何だったのか。</p>	<p>・ 単位図法は、従来の球磨川の治水計画が定められた昭和41年当時、全国で一般的に用いられていた計算手法の一つでした。このため、討論集会では当時の治水計画に基づき、昭和40年までの雨量データを基に単位図法で算出した流量で説明を行いました。</p> <p>基本方針は、近年までのデータを基に現在全国で一般的に用いられている計算手法のひとつである貯留関数法を用いて算出しています。</p> <p>計画降雨継続時間については、時間雨量データが53年間と蓄積されたこと、また、山地に降った雨が基準地点に到達するまでの時間（洪水到達時間）などを考慮した結果、これを12時間としています。</p>
<p>・ 知事が了承していない基本方針について、なぜ報告会を行うのか。</p>	<p>・ 基本方針の内容や審議過程について説明責任を果たすよう、知事や小委員会からご意見がありました。このことを踏まえて、河川整備基本方針の内容等について地域の方にご報告しているものです。</p>
<p>・ (新しいデータで基本高水の計算をやり直したということは、) 国土交通省が討論集会で説明した数値がおかしくて、住民側が正しかったということをお認めということか。</p>	<p>・ 討論集会の時は、当時の治水計画である工事実施基本計画の内容についてご説明してきたところです。</p> <p>今回、基本方針を検討するにあたり、討論集会での議論等を踏まえ、近年までのデータも考慮するなどして様々な検証を行ったところです。</p>
<p><b>【球磨川の治水対策について】</b></p> <p>・ S40年7月3日に水害を体験した。その時は、自分の家の屋根に何とか這い上がって生き延びた。下青井地区は元々遊水地だった。遊水地だったところを守るのに一番大切なのは強靱な堤防だと思う。堤防嵩上げはリスクが高いということだが、強靱な堤防があれば S40年の水害被害は相当減ったのではないか。S40年の水害時は、(市房)ダムが貧弱だった。強固な堤防を造り、遊水地にいる私たちを守って欲しい。</p> <p>・ 昔、中川原には講堂や消防署、旅館などがあったが、S40年水害で、危ないということになってしまった。旅館や住宅がなくなったことは、市房ダムの放水が人吉に与えた大きな被害。中川原は川の真ん中にあるが、相良藩時代から人が住んでいた。昔は川が安全だったということ。</p>	<p>・ 貴重な体験談をありがとうございます。</p> <p>洪水が起きて地域の方が壊滅的な被害を受けられる、そういうことは何とか避けたいと思っており、そのために様々な対策をしていきたいと考えています。</p> <p>なお、堤防の嵩上げについては、洪水時のリスクが高くなることに加え、人吉市街地で実施する場合、大規模な家屋等の移転を伴うことが想定されるため現実的ではないと考えています。</p> <p>・ 人吉から上流の多良木町やあさぎり町等では、かつては洪水で氾濫していたとの記録が残っていますが、現在は堤防整備が概成し、洪水による被害は減少しています。</p> <p>上流で洪水が氾濫することは上流の方にとっては大変な災難ですが、下流の方にとっては結果的に上流が遊水地の役割を果たしていたことにより、人吉市での急激な水位の上昇が抑えられ、洪水の到達も遅くなっていたのではないかと、また、上流で堤防が</p>

	<p>整備されたことにより洪水の出方が早くなったのではないか、ということも考えられます。</p>
<p>・川の濁りの原因である砂防ダムを壊してもらいたい。</p>	<p>・砂防えん堤は、上流から流れてくる上砂を止めて下流への土砂流出を軽減する効果のほか、溪流に溜まっている不安定土砂の流出を防ぎます。</p> <p>近年、球磨川上流では森林の荒廃に伴う山腹崩壊が発生しており、その必要性は更に増していると考えています。また、川の濁りの長期化は、これらの山腹崩壊を原因として発生しているものと考えています。山腹崩壊に伴う河川内への土砂流出による濁水の発生を軽減するためには、関係機関が連携して、総合的な対策を実施していく必要があると考えています。</p>
<p>・(水害当時)市房ダムの道路の欄干に古木がいっぱい引っ掛かっていたのを地元の人が見たと言っていた。県は絶対そういうことは無く、当たり前前の操作をしたと言っていた。</p>	<p>【熊本県回答】</p> <p>・県が水害体験者の方に対して、市房ダムの操作について説明した際、「昭和40年7月洪水のときに、ダム堰堤上の欄干にゴミが引っかかっていた」と発言した方がいたので、本当にそうなのか、当時を知る水上村の方に話を聞いたところ、「昭和40年7月洪水は、水上村では大したことはなかった」「ダムの上を水が越したことはなかった」とのことでした。</p> <p>操作規則によれば、7月上旬は、第1期制限水位(EL277.5m)から洪水時最高水位(EL283m)間の5.5m、調節容量に換算して8,500千m<sup>3</sup>を用いて洪水調節を行うことになっています。</p> <p>昭和40年7月出水最高水位はEL280.38mであり、水位で約半分程度の2.62m、容量でも約半分の約4,200千m<sup>3</sup>を残すなど余裕がありました。</p>
<p>・S35年当時の本川上流の河道の流下能力は知っているか。上流の堤防を造ったことが、人吉で溢れた一因である。</p>	<p>・人吉より上流の多良木町やあさぎり町等では、かつては洪水で氾濫していたとの記録が残っていますが、現在は堤防整備が概成し、洪水による被害は減少しています。</p> <p>上流で洪水が氾濫することは上流の方にとっては大変な災難ですが、下流の方にとっては結果的に上流が遊水地の役割を果たしていたことにより、人吉市での急激な水位の上昇が抑えられ、洪水の到達も遅くなっていたのではないかと、また、上流で堤防が整備されたことにより洪水の出方が早くなったのではないかと、ということも考えられます。</p>
<p>・下青井に住んでいるが、水害の常襲地帯で、毎年水が上がっている。市房ダムの影響は事実。S40年の水害時は、30分もたたないうちに水が入ってきて、家具や畳を上にする時間も無いくらいだった。ダムを造らないで欲しい。</p>	<p>・貴重な体験談をありがとうございます。</p> <p>昭和40年洪水については、県のデータを見る限り市房ダムでは適正な操作が行われていたと考えています。しかしながら一方で人吉市の地元の方からは急激な水位上昇が生じたと多数の方からお聞きしているところです。これを受け、当時の状況をよくご存じの方々から、洪水時にどのような状況だったのか、さらに詳しくお聴きしているところです。</p> <p>なお、ダムを含む具体の施設については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくこととなります。</p>
<p>・川辺川ダム建設予定地は地質がもろく、非常に危険性がある。</p>	<p>・小委員会でご審議いただいた基本方針は具体の事業ではなく、長</p>

<p>活断層もあり、地震等の問題もある。地質の話は小委員会で議論されたのか。</p>	<p>期的な河川整備の目標等の基本的な方針について定めたものであり、ダムについては、今後河川整備計画を策定する際に検討を行い、必要に応じて位置付けていくこととなります。地質に対してご懸念があるとのことについては、検討の際の参考にしていきたいと考えています。</p>
<p>・川内川で降ったような雨が川辺、市房で同時に降ったら、二つのダム（川辺川ダム、市房ダム）が満杯になり、洪水調節できないのではないのか。</p>	<p>・ダムなどの具体の施設については、今後、河川整備計画を策定する際に検討していくこととなります。</p>
<p>・私も腰まで浸かって親戚の家に避難した水害体験者。市房ダムのせいで洪水になったと思う。</p>	<p>・貴重な体験談をありがとうございます。 昭和40年水害については、県のデータを見る限り市房ダムでは適正な操作が行われていたと考えています。しかしながら一方で人吉市の地元の方からは急激な水位上昇が生じたところから多数の方からお聞きしているところです。これを受け、当時の状況をよくご存じの方々から、洪水時にどのような状況だったのか、さらに詳しくお聴きしているところです。</p>
<p>【その他】</p> <p>・市房ダムの水が枯渇し、錦町周辺は水が無くなり川からポンプアップしていた。水は肝心な時に来ない。</p> <p>・10/25の新聞で穴あきダムとする新案を近く提示することが分かったと報道されているが、これは河川法違反ではないか。事実で無いなら訂正記事の掲載を求めるべき。</p>	<p>【熊本県回答】</p> <p>・市房ダムは、河川の流水が豊富な時に貯留し、流量が減少する渇水期にかんがい用水等を確保する目的も持っています。 平成6年の異常渇水時には、市房ダムからの補給により、農作物の被害を最小限にとどめることができ、地元の農家の方々による感謝祭も開かれています。</p> <p>・ダム等の具体の施設の整備については、今後、河川整備計画を策定する際に検討し、必要に応じて位置付けていくこととなります。 従って、具体的にダムに絞り込む段階にはありませんので、私どももご指摘の記事には非常に驚いたところあり、その旨、様々な機会を通じて説明を行ってきたところです。</p>

※ ご発言をそのまま掲載するのではなく、趣旨を変えない程度にまとめさせて頂いています。

※ 誹謗中傷するような発言については掲載しておりません。